

衆議院海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び 我が国の協力支援活動等に関する特別委員会ニュース

平成 21.4.22 第 171 回国会第 6 号

4 月 22 日（水）第 6 回の委員会が開かれました。

1 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案（内閣提出第 61 号）

・中曽根外務大臣、金子国土交通大臣、浜田防衛大臣、佐藤法務副大臣、加納国土交通副大臣、北村防衛副大臣、宮崎内閣法制局長官、政府参考人及び会計検査院当局に質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

高木 義明君（民主）

- ・ソマリア沖・アデン湾の海賊は 3 年前から顕在化していたところ、昨年 12 月に中国が軍艦の派遣を表明し、韓国も派遣の用意をしていると伝えられ、我が国政府は大慌てになったとする随筆を元船長が全日本海員組合の雑誌に寄稿している。我が国は国内法の整備を遅らせてきたと考えるが、本船長の随筆に対する金子国土交通大臣の所見を伺いたい。
- ・本法律案の中に、海上保安庁が第一義的に海賊対処に取り組むことを明記し「特別な必要のある場合」を「海上保安庁では対処できない場合」と書き換える必要があるのではないか。
- ・自衛隊の海外派遣に当たっては、犯罪行為への対処であっても特別な縛りをつけることによって、国民の合意を得ることが重要であるので、本法律案に国会の事前承認を明記すべきではないのか。

下地 幹郎君（国民）

- ・海上自衛隊と海上保安庁が共同で海賊対処の行動をすることは法律上問題があるのかどうか法制局の見解を求める。
- ・海上保安庁の巡視船をソマリア沖の海賊対処に派遣することが困難とされる 3 つの理由（ソマリア沖までの距離、重火器に対する装備、諸外国の軍艦との連携行動）を考えると、過去の事案に鑑みて、巡視船「しきしま」であれば派遣することは可能ではないのか。
- ・テロ特措法、イラク特措法では国会承認が必要であったが、恒久法である本法律案にその規定が入っていないことに対する浜田防衛大臣の見解を伺いたい。

石原 宏高君（自民）

- ・ジブチへの無償資金協力において、食糧援助が他の目的

に使われないためにどのような措置をとっているのか。

- ・一連の安保理決議では各国が取った海賊対策について報告を求めているが、我が国は報告を行ったのか、また各国はどうか。さらに、本法律案成立後、海賊行為への対処について国連安保理に報告する必要はあるのか。
- ・国連安保理決議は、法的拘束力があるにせよ守らなくとも罰則がないことから、ある意味限界を感じる。一方でメッセージ性があり、各国が行動すれば実効性が伴うことになるが、安保理決議の限界性について政府の見解を伺いたい。

佐藤 茂樹君（公明）

- ・国連海洋法条約では航空機による行為及び航空機に対する行為も海賊行為に含まれているが、本法律案では航空機を含めていない理由の説明を求める。
- ・本法律案第 7 条第 2 項ただし書は、海賊と遭遇するという急を要する場合の内閣総理大臣への通知に関して規定するものであるが、この中の「必要となる行動の概要」の内容及び誰が作成して国会に報告するのか伺いたい。
- ・海賊が武器を未使用のまま船舶によじ登り乗り込もうとしている時、海上保安庁あるいは海上自衛隊の武器使用は可能か。この場合、正当防衛若しくは緊急避難時の武器使用で対応できると判断しているのか。

川内 博史君（民主）

- ・海上保安庁法第 1 条では海上保安庁組織の存在意義、第 2 条では同庁の任務、第 4 条では同任務のための適当な設備、性能を有する装備等の必要性について規定されているが、これらにかんがみると、ソマリア沖・アデン湾の海賊対処は海上保安庁の任務であり、その対処に必要な船艇等を整備しなければならないのではないか。海上保安庁で対処できなければ、対処しなくとも良いとの規定はあるのか。

- ・海上保安庁が平成 21 年度補正予算において、遠洋へ派遣可能な巡視船建造の予算要求をしない理由について、海上保安庁長官にお伺いしたい。
- ・海上保安庁の巡視船「しきしま」の建造期間について、4 年間以上要したとされているが、実際の建造に必要な期間は約 2 年間ではなかったのか。また、「しきしま」級の巡視船の新造に要する期間は 2 年以内で可能かどうか、海上保安庁長官の見解をお伺いしたい。

長 島 昭 久 君 (民 主)

- ・現に行われている海賊行為に自衛隊が遭遇した場合、本法律案第 7 条第 2 項ただし書きでは内閣総理大臣への事前通知を求めているが、同規定の趣旨について伺いたい。
- ・立入検査は当該船舶が海賊行為を行っていない場合にも可能なのか。また、合理的な疑いがあれば、結果として海賊行為でない場合にも警告射撃を行うことが出来るのか確認したい。
- ・本法律案で定義する海賊行為に、シーシェパードによる調査捕鯨船への妨害行為を含めなかった理由及び同妨害行為に対処するための新法準備の有無について伺いたい。

渡 辺 周 君 (民 主)

- ・我が国商船が海賊に襲われ、人質がソマリア領内に連れ去られた場合、我が国が具体的に取得する措置について伺いたい。
- ・アデン湾派遣護衛艦の乗組員について、海上保安庁特殊警備隊 (S S T) 及び海上自衛隊特別警備隊 (S B U) 等、特殊訓練を受けた者の同乗の有無について伺いたい。
- ・ソマリア沖・アデン湾への P - 3 C 哨戒機の派遣理由及び期待される効果並びに海賊の所持する重火器に対する装備及び防御方法について伺いたい。

武 正 公 一 君 (民 主)

- ・ソマリア沖・アデン湾での海賊対処に係る海上警備行動の発令に際し、派遣地域が補給支援特措法上の非戦闘地域との評価を行ったのかどうかについて、浜田防衛大臣に伺いたい。
- ・海賊が実際には「国又は国に準ずる組織」に該当するケースがあるのではないか、伺いたい。
- ・在外邦人の輸送については、自衛隊法第 84 条の 3 で、外務大臣からの要請、国際平和協力業務については、PKO 法第 6 条第 3 項で、外務大臣の要請について規定しているように、本法律案に海賊対処行動を発令する際に国土交通大臣からの要請が規定されて良いと考えるが、金子国土交通大臣の見解をお伺いしたい。

平 岡 秀 夫 君 (民 主)

- ・海上保安庁の巡視船「しきしま」「やしま」「みずほ」はソマリア沖・アデン湾での護衛活動に適する装備を持っていないのか、また護衛活動に必要な装備とは何か、海上保安庁長官に伺いたい。
- ・これまで海賊行為の被疑者を拘束した国が被疑者引渡しのための協定をソマリア周辺国と締結している例はあるのか、中曽根外務大臣に伺いたい。
- ・海賊対処のための海上保安庁の体制整備について、中長期的なビジョンを示す必要があるのではないか、金子国土交通大臣に見解をお伺いしたい。

保 坂 展 人 君 (社 民)

- ・外務省が国連ソマリア信託基金への我が国の拠出金総額が 1 億ドルであるとしているにもかかわらず、流用され拠出された 27 億円が存在すること及び国連分担金を為替運用していた実態について説明願いたい。
- ・我が国が拠出した国連信託基金の残余金に着目した理由及び憲法で「国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない」と規定しているにもかかわらず外務省が振替運用を行って支出していたことについて、会計検査院の見解をお伺いしたい。
- ・海賊対処行動では武器使用の蓋然性が高いこと及び武器を使用することにより海賊に被害が出た場合に却って我が国関係船舶への危険が増大することについて、浜田防衛大臣の認識をお伺いしたい。

赤 嶺 政 賢 君 (共 産)

- ・我が国がソマリア沖・アデン湾に P - 3 C 哨戒機を派遣する理由、目的及び他国が派遣する哨戒機と調整を行う予定の有無について伺いたい。
- ・我が国が派遣する P 3 - C 哨戒機が収集する情報は海賊対処関連に限られるのか、また収集した情報がテロ対策及びソマリアへの軍事介入等米軍の軍事活動支援に使用される可能性があることについて、浜田防衛大臣の認識をお伺いしたい。
- ・ソマリア沖・アデン湾を通過する日本へのルートから同海域を回避し、喜望峰沖あるいはパナマ運河を経由する迂回してのルートに変更した場合のコスト増はどの程度か、また実際にこのような迂回ルートで航行する船舶はどの程度あるのか伺いたい。